

# 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を宮城県石巻市、宮城県東松島市及び宮城県牡鹿郡女川町に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、石巻市内、東松島市内及び女川町内の中小企業に勤務する従業員及び事業主並びに石巻市内、東松島市内及び女川町内に居住する中小企業勤労者（以下「中小企業勤労者等」という。）に対して総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任するときは、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。  
(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに

費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから選出する。

### (決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選定する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

### (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会で定めた理事が理事会を招集する。

#### (議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

#### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

第31条の2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

#### (解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第35条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、亀山紘、業務執行理事は、亀山伸一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は後藤一史、渡部康正、及川茂男、佐藤明美、桂直之、丹野英夫、伊藤俊、加藤雅基、阿部正弘、武田信哉、山田廣康、青山貴博、小松龍哉、鈴木俊とする。

### 附 則

- 1 この定款の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター評議員選定委員会運営規程（平成25年4月1日規程第1号）は、廃止する。

「令和 年 月 日 当法人の定款に相違ないことを証明する。」  
一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター  
代表理事 亀 山 紘



一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（評議員名簿）

（評議員）

令和3年4月1日現在

	事業所名	評議員職名	評議員氏名	事業所所在地
1	宮城ヤンマー株式会社	総務部 取締役部長	わたなべ のりお 渡辺 憲郎	石巻市松並一丁目14番5号
2	株式会社大河原光学	営業二課長	わたなべ やすまさ 渡部 康正	石巻市門脇字元浦屋敷18番地2
3	株式会社ナリサワ	営業部	おいかわ しげお 及川 茂男	石巻市駅前北通り二丁目12番27号
4	宮城開発株式会社	事務員	おいかわ あけみ 及川 朗美	石巻市向陽町四丁目5番4号
5	株式会社三陸河北新報社	取締役総務局長	かんの けんじゅ 菅野 健寿	石巻市千石町4番42号
6	株式会社スイシン	総務部 部長	たんの ひでお 丹野 英夫	石巻市魚町一丁目6番1号
7	株式会社オーテック	専務取締役	いとう たかし 伊藤 俊	女川町女川二丁目11番地7
8	連合宮城石巻地域協議会	事務局長	はたやま みのる 畑山 實	石巻市泉町二丁目5番26号
9	石巻魚市場株式会社	管理部 経理課長補佐	たかはし くみ 高橋 久美	石巻市魚町二丁目14番
10	株式会社武田鉄工所	代表取締役	たけだ しんや 武田 信哉	石巻市鹿又字山下西23番地
11	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	総務課 課長補佐	たかはし りょう 高橋 了	石巻市穀町15番2
12	株式会社ノースジャパンツアーズ	前副社長	やまだ ひろやす 山田 廣康	石巻市蛇田字下谷地52番
13	女川町商工会	経営指導員 副参事	えんどう ただはる 遠藤 忠晴	女川町女川二丁目65番地2

任期：令和6年度定時評議員会の終結の時まで

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（理事・監事名簿）

（理事）

令和3年4月1日現在

番号	事業所名	理事職名	理事氏名	事業所所在地
1	石巻市	市長	かめやま ひろし 亀山 紘	石巻市穀町14-1
2	石巻商工会議所	会頭	あおき やしま 青木 八州	石巻市中央2丁目9-18
3	東松島市	市長	あつみ いわお 渥美 巖	東松島市矢本字上河戸36-1
4	女川町	町長	すだ よしあき 須田 善明	牡鹿郡女川町女川一丁目1-1
5	石巻市牡鹿稲井商工会	会長	さいとう とみじ 齋藤 富嗣	石巻市鮎川浜大台37-2
6	株式会社堀尾製作所	代表取締役	ほりお まさひこ 堀尾 正彦	石巻市北村高地谷一21-2
7	石巻地方労働者福祉協議会	会長	すがわら けんじ 菅原 健二	石巻市泉町2丁目5-26
8	石巻市産業部	部長	よしもと たかのり 吉本 貴徳	石巻市穀町14-1
9	一般財団法人石巻地区勤 労者福祉サービスセン ター	前事務局長	まつもと しゅういち 松本 秀一	石巻市開成1-35

任期：令和4年度定時評議員会の終結の時まで

（監事）

番号	事業所名	監事職名	監事氏名	事業所所在地
1	石巻市監査委員事務局	代表監査委員	ほりうち けんいち 堀内 賢市	石巻市穀町14-1
2	東北労働金庫石巻支店	前支店長	さいとう あきら 齋藤 明	石巻市穀町16-6

任期：令和4年度定時評議員会の終結の時まで

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター事業報告

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

I 事業活動総括

昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響で、石巻広域圏の中小企業には厳しい状況が続き、サービスセンターの事業に於いても、中止や延期、内容を大幅に変更するなど、事業の実施に苦慮している。

例年人気のツアーやビアパーティー等の事業を実施することが出来なかったことから、会員全員への感染症対策品の贈呈や宅飲み企画の実施等、コロナ禍に於いても実施可能な事業を模索しながら事業を推進した。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響は、続くことが予想されるので、感染症対策を講じつつ、会員・家族の方々が楽しめるような事業を実施する。

また、会員も漸減傾向にあることから、引き続き会員拡大の為に企業訪問やキャンペーンの実施、企業説明会での資料配付等を行い、会員拡大に努める。

II 事業報告

会員入会状況

	事業所数	会員数
期首	271事業所	2,600人
期末	262事業所	2,564人
増減	△9事業所	△36人

月別入会状況

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
事業所	入会	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	4
	退会	3	1	3	0	1	0	2	0	0	1	1	1	13
	増減	△2	△1	△3	0	1	0	△2	0	1	△1	△1	△1	△9
会員数	入会	31	11	19	20	27	4	14	17	11	6	14	18	192
	退会	22	18	25	11	27	12	18	9	13	11	29	33	228
	増減	9	△7	△6	9	0	△8	△4	8	△2	△5	△15	△15	△36

1 在職中の生活安定に係る事業【定款第4条(1)】

(1) 共済給付事業

種別	給付額 (円/件)	給付内訳		備考
		件数	金額(円)	
結婚祝金	20,000円	29件	580,000円	
出産祝金	10,000円	39件	390,000円	
小学校入学祝金	10,000円	47件	470,000円	
中学校入学祝金	10,000円	68件	680,000円	
成人祝金	5,000円	21件	105,000円	
還暦祝金	8,000円	51件	408,000円	
銀婚祝金	10,000円	34件	340,000円	

勤続20年祝金	10,000円	40件	400,000円	
勤続30年祝金	10,000円	26件	260,000円	
会員死亡	疾病死亡65歳未満	100,000円	0件	0円
	疾病死亡65歳以上	50,000円	2件	100,000円
	不慮の事故死亡	150,000円	0件	0円
	交通事故死亡	250,000円	0件	0円
配偶者死亡	30,000円	4件	120,000円	
子供死亡	20,000円	1件	20,000円	
親死亡	10,000円	77件	770,000円	
傷病見舞金	休業14日以上	5,000円	17件	85,000円
	休業30日以上	10,000円	20件	200,000円
	休業60日以上	15,000円	3件	45,000円
	休業90日以上	20,000円	2件	40,000円
	休業120日以上	30,000円	6件	180,000円
障害見舞金		2件	60,000円	給付額は、全労済協会の判定による
火災見舞金		1件	300,000円	給付額は、全労済協会の判定による
自然災害見舞金		0件	0円	給付額は、全労済協会の判定による
住宅災害による同居親族の死亡	10,000円	1件	10,000円	
計		491件	5,563,000円	

(2) 生活資金融資あっせん事業

種別	融資状況	融資残額	備考
生活資金融資	3件	671,775円	預託金700万円

2 健康の維持増進に係る事業【定款第4条(2)】

(1) 健康管理事業

種別	件数	金額(円)	備考
①人間ドック利用補助	29件	87,000円	日帰り25件、泊2件、生活・脳ドック2件
②インフルエンザ予防接種料補助	757件	757,000円	@1,000円×757件(利用92事業所)
③一般保護マスクの配付	2,602名	389,400円	会員一人につき2枚配付
④健康増進特別企画	2,475名	1,946,190円	Aセット312名、Bセット1,924名、Cセット239名
計	5,863件	3,179,590円	

(2) スポーツ大会等事業

種別	実施日	利用枚数	場所
①東松島でパークゴルフ	5/7~31	7枚	東松島市(パークゴルフ場)
②ボウリングチケット	8/29~9/27	25枚	石巻市(プレナミヤギ)
③アイススケートを楽しもう	12/1~1/17	68枚	石巻市(プレナミヤギ)
計	3事業	100枚	

(3) 体育施設利用助成事業

種別	利用枚数	備考
①あいプラザ・石巻回数券	44枚	4冊(1冊11枚綴り)

### 3 老後生活の安定に係る事業及び財産形成に係る事業【定款第4条（3）】

#### (1) 豊かな老後生活のための生涯生活設計の普及

種別	実施日	参加者	場所
① 定年前・後に必要な手続きセミナー	1/22	10名	石巻市かわまち交流センター

以上の他、広報紙において、退職後の豊かな生活を送るため、中退共制度の普及促進を行った。

### 4 自己啓発及び余暇活動に係る事業【定款第4条（4）】

#### (1) 自己啓発（自主事業）

種別	実施日	参加者	場所
① 自己啓発講座「創作陶芸教室」	9/13	20名	石巻市総合福祉会館みなと荘
② 自己啓発講座「琥珀でアクセサリ作り」	11/29	5名	東松島市（奥松島縄文村歴史資料館）
③ 自己啓発講座「春の寄せ植え作り」	3/13・14	20名	石巻市（グリーンサム）
④ 自己啓発講座「初心者向けヨガピラティス」	3/28	5名	石巻市総合福祉会館みなと荘
計	4事業	50名	

#### (2) ツアー事業

さくらんぼ狩りと山寺の旅など、4事業を企画・募集したが新型コロナウイルス感染症の影響で申込人数が少なく、中止となった。

#### (3) 催物事業

ビールを楽しむ会を企画・募集したが新型コロナウイルス感染症の影響で申込人数が少なく、中止となった。

#### (4) 割引事業

##### ① 割引指定店及び施設利用

割引指定施設67施設、割引指定店51施設と契約を締結し会員が割引料金で利用できるよう利便を図った。

##### ② 各種チケット等の割引斡旋

事業名	備考		取扱枚数
① ぐるめチケット（4月号）	5/2～31	石巻市（SOZAIYA 味六亭17枚、ショコレア51枚、竹乃浦 飛翔閣92枚）	160枚
② 石巻でたけのこ掘り	5/9～31	石巻市（赤間農園）	48枚
③ ブルーベリー狩り	6/22～7/31	石巻市（赤間農園）	88枚
④ スイーツチケット	7/1～31	石巻市（ディッパーダン イオンモール石巻店）	123枚
⑤ うなぎでスタミナアップ	7/18～8/3	石巻市（杉山商店）	223枚
⑥ ぐるめチケット（8月号）	8/29～9/27	石巻市（北園103枚、春潮楼14枚） 女川町（caféごほん Cebolla6枚）	123枚
⑦ 仙台うみの杜水族館	9/1～10/18	仙台市（仙台うみの杜水族館）	88枚
⑧ のどかな山で栗拾い	9/5～30	涌谷町（筈岳山観光栗園）	48枚
⑨ 甘くて美味しい梨狩り	9/12～27	利府町（利府町観光協会観光梨園）	12枚
⑩ スイーツチケット	10/31～11/29	石巻市（ビアードパパ イオンモール石巻店）	229枚

⑪ ぐるめチケット(10月号)	10/31~11/29	石巻市(すき焼き 石川66枚、喜八樽 きた道75枚、 亀甲寿司83枚)	224枚
⑫ 宅飲みオススメセット	11/9~28	石巻市(有限会社四釜商店)	79枚
⑬ ぐるめチケット(12月号)	12/29~1/31	石巻グランドホテル内(石亭、ラ・ロレット、 トラットリア アゼリア、中国飯店 合計172枚)	172枚
⑭ リラックスチケット	12/29~1/31	石巻市(ふたごの湯50枚、元気の湯39枚) 東松島市(ゆふと7枚)、女川町(ゆぼっぼ16枚)	112枚
⑮ 旬味旬彩物語	1/23	石巻市(株式会社スイシン)	103枚
⑯ 東松島で焼きガキを食べよう	1/4~31	東松島市(奥松島公社 焼き牡蠣施設)	48枚
⑰ 冬の嵯峨溪遊覧	1/4~31	東松島市(奥松島公社 遊覧船乗り場)	4枚
⑱ ぐるめチケット(2月号)	2/23~3/21	石巻市(廻鮮丸126枚、ご馳走や95枚、 また来て屋59枚)	280枚
⑲ 宅飲み地酒セット	3/1~22	石巻市(有限会社四釜商店)	187枚
⑳ お花チケット	3/6~21	石巻市(フラワースペースおちあい生花147枚、 花のササキ68枚)	215枚
㉑ 各種コンサート・演劇等		1 宮城肉食恐竜展「驚異の身体能力」 31枚 2 DRUM TAO 2020「祭響(Saikyo)」 4枚 3 チョコレートドーナツ 6枚 4 日本のへそ 5枚 5 三山ひろしコンサート2021 14枚	60枚
㉒ スキー場リフト券(前売券)		1 オニコウベスキー場 19枚 2 みやぎ蔵王えぼしリゾート 16枚 3 黒伏高原スノーパークジャングルジャングル 14枚 4 夏油高原スキー場 19枚 5 雫石スキー場 4枚 6 岩手高原スノーパーク 1枚	73枚
㉓ 東京ディズニーリゾート利用券		東京ディズニーリゾート入園料等補助券	5枚
㉔ 映画割引券		イオンシネマ石巻(映画観賞割引券)	398枚
㉕ 指定保養施設宿泊補助券		ハイツ&いこいの村 0枚、休暇村 0枚	0枚
計			3,102枚

### ③推奨旅行あっせん

旅行社の企画ツアーに対し補助を行ったが、利用はなかった。

### ④宿泊あっせん

推奨旅行あっせん利用以外の宿泊施設利用者に対して補助を行った結果、5名の利用があった。

#### ⑤その他幹旋事業

事業名	実施月
・サービスセンター共済	通年実施
・東北労働金庫 キャンペーン等のご案内	10月
・家庭常備薬の幹旋のご案内	6月・12月
・丸大お中元・お歳暮ギフトのご案内	6月・12月
・洋服の青山還元キャンペーンのご案内	12月

#### 5 その他法人の目的を達成するために必要な事業【定款第4条（6）】

##### (1) 加入促進事業及び情報提供事業

##### ①会報紙「Iワークサポートニュース」の発行及び配付

- ・令和 2年 4月1日発行 「Iワークサポートニュース」No.133 3,200部
- ・令和 2年 6月1日発行 「Iワークサポートニュース」No.134 3,200部
- ・令和 2年 8月1日発行 「Iワークサポートニュース」No.135 3,200部
- ・令和 2年10月1日発行 「Iワークサポートニュース」No.136 3,200部
- ・令和 2年12月1日発行 「Iワークサポートニュース」No.137 3,200部
- ・令和 3年 2月1日発行 「Iワークサポートニュース」No.138 3,200部

##### ②「ガイドブック2020」の発行及び配付

- ・令和 2年 4月1日発行 3,400部

##### ③石巻コミュニティ放送（ラジオ石巻）

メディアを通じ会員及び石巻広域圏の一般の方々に最新の実施事業等の情報を提供するなど、当法人が行っている事業内容や加入方法の周知を図った。

##### ④ホームページ

インターネットを通じ会員及び石巻広域圏の一般の方々に最新の実施事業等の情報を提供するとともに、参加したい事業への申込みをホームページからもできるようにするなど、広報機能の充実に努めた。

##### ⑤会員紹介報奨金制度

未加入の事業所に対し、会員等からの紹介により入会した場合に報奨金を支給する制度で、会員が増えることで、更に充実した福利厚生事業が提供できる制度である。

(2) 会議等開催状況

期 日	会 議	件 名
令和2年 5月12日	令和2年度定期監査	・ 令和元年度事業報告及び計算関係書類 (平成31年4月1日～令和2年3月31日) 以上の監査結果について承認
令和2年 5月28日	令和2年度第1回定時理事会	・ 令和元年度事業報告及び決算に関する件 ・ 公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件 ・ 令和2年度定時評議員会の招集に関する件 以上の議案について承認
令和2年 6月12日	令和2年度定時評議員会	・ 令和元年度事業報告及び決算に関する件 ・ 理事の選任に関する件 ・ 評議員の選任に関する件 以上の議案について承認
令和2年 6月12日	書面表決による令和2年度 臨時理事会	・ 代表理事の選任に関する件 ・ 業務執行理事の選任に関する件 ・ 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故ある ときの代表理事に代わる理事会を招集する理事及 び議長の選定に関する件 以上の議案について承認
令和3年 1月26日	令和2年度第2回定時理事会	・ 令和3年度事業計画及び収支予算に関する件 ・ 事務局長の承認に関する件 ・ 令和2年度臨時評議員会の招集に関する件 以上の議案について承認
令和3年 2月10日	令和2年度臨時評議員会	・ 令和3年度事業計画及び収支予算に関する件 以上の議案について承認

(3) 事務局職員の資質の向上及び新公益法人制度改革に対応する研修等

開 催 月	会 議 ・ 研 修 等 名
11月	全福センター 東北ブロック協議会 実務担当者研修会 (オンライン開催)
	全福センター 実務担当者向け意見交換会 (オンライン開催)
3月	全福センター 第2回東北ブロック協議会 (オンライン開催)

事業報告の附属明細書類

令和2年事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定される事業内容を補足すべき重要な事項はないので、附属明細書の作成はない。



正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	決算額	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[8,661]	[10,705]	[△ 2,044]
特定資産受取利息	8,661	10,705	△ 2,044
受取入会金	[96,000]	[107,000]	[△ 11,000]
受取入会金	96,000	107,000	△ 11,000
受取会費	[21,919,800]	[22,302,000]	[△ 382,200]
正会員受取会費	21,919,800	22,302,000	△ 382,200
事業収益	[7,194,965]	[9,183,770]	[△ 1,988,805]
生活安定事業収益	(6,686,365)	(7,627,370)	(△ 941,005)
還元金収益	1,123,365	767,370	355,995
共済金収益	5,563,000	6,860,000	△ 1,297,000
健康維持増進事業収益	(14,000)	(186,000)	(△ 172,000)
利用者負担金収益	14,000	186,000	△ 172,000
自己啓発・余暇活動事業収益	(494,600)	(1,370,400)	(△ 875,800)
自己啓発事業参加者負担金収益	45,600	99,700	△ 54,100
割引事業参加者負担金収益	449,000	1,270,700	△ 821,700
受取補助金等	[15,000,000]	[15,000,000]	[0]
受取地方公共団体等補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	[517,215]	[542,169]	[△ 24,954]
雑収益	(517,215)	(542,169)	(△ 24,954)
受取利息	13	14	△ 1
雑収益	517,202	542,155	△ 24,953
経常収益計	44,736,641	47,145,644	△ 2,409,003
(2) 経常費用			
事業費	[29,432,106]	[34,340,288]	[△ 4,908,182]
在職中の生活安定事業費	(13,920,812)	(15,356,930)	(△ 1,436,118)
共済給付事業費	13,902,088	15,342,468	△ 1,440,380
生活資金融資斡旋事業費	8,764	6,022	2,742
通信運搬費	9,960	8,440	1,520
健康維持増進事業費	(3,261,690)	(1,042,272)	(2,219,418)
健康管理事業費	3,179,590	732,000	2,447,590
スポーツ大会等運営費	59,900	65,832	△ 5,932
体育施設利用事業費	18,000	235,000	△ 217,000
通信運搬費	4,200	9,440	△ 5,240
老後生活安定事業費	(22,206)	(24,487)	(△ 2,281)
老後生活安定事業費	22,206	24,487	△ 2,281
自己啓発・余暇活動事業費	(2,358,265)	(4,459,447)	(△ 2,101,182)
自己啓発活動補助事業費	145,050	358,896	△ 213,846
ツアー事業費	0	217,340	△ 217,340
催物事業費	0	922,195	△ 922,195
割引指定店等事業費	2,153,571	2,875,405	△ 721,834
通信運搬費	59,644	85,611	△ 25,967
人件費	(7,491,779)	(11,113,879)	(△ 3,622,100)
給料手当	6,348,353	8,734,089	△ 2,385,736
退職給付費用	18,340	621,292	△ 602,952
福利厚生費	1,029,086	1,422,498	△ 393,412
中退金掛金	96,000	336,000	△ 240,000
運営費	(2,264,432)	(2,247,029)	(17,403)
印刷製本費	1,819,620	1,807,444	12,176
通信運搬費	435,812	439,585	△ 3,773
報奨費	9,000	0	9,000
その他の事業費	(112,922)	(96,244)	(16,678)
振込手数料	10,922	30,844	△ 19,922
その他の経費	102,000	65,400	36,600
管理費	[14,891,038]	[14,016,138]	[874,900]
人件費	(10,880,966)	(10,141,011)	(739,955)
役員等費用弁償	64,000	58,000	6,000
給料手当	9,231,590	8,468,873	762,717
退職給付費用	52,430	47,270	5,160

福利厚生費	1,268,946	1,302,868	△ 33,922
中退金掛金	264,000	264,000	0
運営費	(4,010,072)	(3,875,127)	(134,945)
旅費交通費	0	192,690	△ 192,690
印刷製本費	0	0	0
通信運搬費	127,186	133,066	△ 5,880
減価償却費	200,058	31,104	168,954
消耗品費	162,411	118,751	43,660
修繕費	8,800	36,670	△ 27,870
賃借料	2,351,088	2,137,032	214,056
使用料	284,320	206,377	77,943
手数料	224,159	224,297	△ 138
保険料	80,099	108,059	△ 27,960
燃料費	50,620	57,305	△ 6,685
光熱水費	230,012	239,439	△ 9,427
諸謝金	26,185	68,470	△ 42,285
会議費	3,510	3,948	△ 438
租税公課	128,324	185,879	△ 57,555
負担金	133,300	132,040	1,260
雑費	0	0	0
経常費用計	44,323,144	48,356,426	△ 4,033,282
当期経常増減額	413,497	△ 1,210,782	1,624,279
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	413,497	△ 1,210,782	1,624,279
一般正味財産期首残高	29,373,755	30,584,537	△ 1,210,782
一般正味財産期末残高	29,787,252	29,373,755	413,497
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	59,787,252	59,373,755	413,497

# 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(令和2年度)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	10,407,091	13,380,773	△ 2,973,682
未収金	163,300	362,100	△ 198,800
前払金	200,229	178,973	21,256
立替金	6,327	0	6,327
流動資産合計	10,776,947	13,921,846	△ 3,144,899
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
積立預金	48,844,305	48,773,535	70,770
特定資産合計	48,844,305	48,773,535	70,770
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	949,050	949,050	0
什器備品	162,800	0	162,800
減価償却累計額	△ 976,182	△ 949,049	△ 27,133
ソフトウェア	2,203,227	15,552	2,187,675
電話加入権	4,000	4,000	0
その他固定資産合計	2,342,895	19,553	2,323,342
固定資産合計	51,187,200	48,793,088	2,394,112
資産合計	61,964,147	62,714,934	△ 750,787
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	590,239	1,803,724	△ 1,213,485
預り金	7,507	24,918	△ 17,411
賞与引当金	791,571	795,729	△ 4,158
流動負債合計	1,389,317	2,624,371	△ 1,235,054
2. 固定負債			
退職給付引当金	787,578	716,808	70,770
固定負債合計	787,578	716,808	70,770
負債合計	2,176,895	3,341,179	△ 1,164,284
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	29,787,252	29,373,755	413,497
(うち特定資産への充当額)	(18,056,727)	(18,056,727)	(0)
正味財産合計	59,787,252	59,373,755	413,497
負債及び正味財産合計	61,964,147	62,714,934	△ 750,787

## キャッシュ・フロー計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

直接法

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 事業活動収入			
特定資産運用収入	8,661	10,705	△ 2,044
入会金収入	87,000	93,500	△ 6,500
会費収入	21,913,500	22,289,400	△ 375,900
事業収入	7,046,965	8,847,770	△ 1,800,805
補助金等収入	15,000,000	15,000,000	0
雑収入	517,215	542,169	△ 24,954
その他の事業活動収入	375,432	136,134	239,298
事業活動収入計	44,948,773	46,919,678	△ 1,970,905
2. 事業活動支出			
事業費支出	12,977,667	17,608,910	△ 4,631,243
管理費支出	11,317,851	10,337,857	979,994
その他の事業活動支出	23,556,167	19,963,835	3,592,332
事業活動支出計	47,851,685	47,910,602	△ 58,917
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,902,912	△ 990,924	△ 1,911,988
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	0	1,013,560	△ 1,013,560
投資活動収入計	0	1,013,560	△ 1,013,560
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	70,770	668,562	△ 597,792
投資活動支出計	70,770	668,562	△ 597,792
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,770	344,998	△ 415,768
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
<b>V 現金及び現金同等物の増減額</b>	△ 2,973,682	△ 645,926	△ 2,327,756
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	13,380,773	14,026,699	△ 645,926
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	10,407,091	13,380,773	△ 2,973,682

# 財産目録

令和3年3月31日現在

(令和2年度)

(単位：円)

科 目	金額
<b>I 資産の部</b>	
1. 流動資産	
現金預金	[10,407,091]
現金	(0)
普通預金	(10,407,091)
七十七銀行石巻支店	8,272,353
東北労働金庫石巻支店	2,134,738
未収金	[163,300]
未収入会金	9,000
未収会費	6,300
その他の未収金	148,000
前払金	[200,229]
立替金	[6,327]
流動資産合計	10,776,947
2. 固定資産	
(1) 特定資産	
積立預金	[48,844,305]
生活資金預託資産	7,000,000
退職給付引当資産	787,578
自立化基金積立資産	11,056,727
事業運営積立資産	30,000,000
特定資産合計	48,844,305
(2) その他固定資産	
車両運搬具	949,050
什器備品	162,800
減価償却累計額	[△ 976,182]
車両運搬具	△ 949,049
什器備品	△ 27,133
ソフトウェア	2,203,227
電話加入権	4,000
その他固定資産合計	2,342,895
固定資産合計	51,187,200
資産合計	61,964,147
<b>II 負債の部</b>	
1. 流動負債	
未払金	590,239
預り金	7,507
賞与引当金	791,571
流動負債合計	1,389,317
2. 固定負債	
退職給付引当金	787,578
固定負債合計	787,578
負債合計	2,176,895
正味財産	59,787,252





事業内容	収入	支出	備考
(4)通信運搬費	[0]	[10]	
3 老後の生活安定に係る事業	0	31	
(1)豊かな老後生活のための生涯生活設計の普及 退職後の豊かな生活を送るため、普及促進を実施する。			
①定年前・後に必要な手続きセミナー 時期 1月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0	[31] 12 19	・通信運搬費 ・普及促進に係る事業 @ 800 × 15名 = 講師料等 @ 18,250 × 1名 =
4 自己啓発・余暇活動に係る事業	2,046	5,163	
(1)自己啓発 余暇時間を有意義に過ごすために行う。	[181]	[546]	
① シェア直伝の洋食料理教室 時期 5月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	12 参加者負担金 @ 800 × 15名 =	(42) 27 15	@ 1,800 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 14,400 × 1名 =
② アロマワックスサシェ講座 時期 5月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	12 参加者負担金 @ 800 × 15名 =	(42) 30 12	@ 2,000 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 =
③ 簡単アワード料理教室 時期 7月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	12 参加者負担金 @ 800 × 15名 =	(41) 27 14	@ 1,800 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 13,400 × 1名 =
④ 夏バテ解消の元氣料理教室 時期 7月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	12 参加者負担金 @ 800 × 15名 =	(39) 27 12	@ 1,800 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 =
⑤ 創作陶芸教室 時期 7月の日曜日 場所 石巻市内 人員 20名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	24 参加者負担金 @ 1,200 × 20名 =	(68) 42 26	@ 2,100 × 20名 = 講師料・施設使用料等 @ 12,750 × 2名 =



事業内容	収入	支出	備考
⑥ コーヒーセミナー 時期 9月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員、家族、一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 800 × 15名 = 12	@ 1,800 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(39) 27 12
⑦ クリスマスマスケーキ教室 時期 11月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員、家族、一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,000 × 15名 = 15	@ 2,500 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 14,400 × 1名 = 15	(53) 38 15
⑧ 福を集める正月飾り講座 時期 11月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員、家族、一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,200 × 15名 = 18	@ 2,200 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(45) 33 12
⑨ ポリ袋で作る天然酵母パン教室 時期 1月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員、家族、一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 800 × 15名 = 12	@ 1,800 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 14,400 × 1名 = 15	(42) 27 15
⑩ 地元名産「たらい」を作ろう 時期 2月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員、家族、一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,500 × 15名 = 22	@ 3,000 × 15名 =	(45) 45
⑪ フラワーヘッドドレス講座 時期 3月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員、家族、一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,000 × 15名 = 15	@ 2,200 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(45) 33 12
⑫ ヨーロピアン・スワッグ講座 時期 3月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員、家族、一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,000 × 15名 = 15	@ 2,200 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(45) 33 12

事業内容	収入	支出	備考
<b>(2) ツアー事業</b> 心身のリフレッシュのため、職場単位や家族そろって楽しい休暇を過ごす。	[0]		
① さくらんぼ狩りと100万本のあやめ(日帰り) 時期 6月の日曜日 場所 山形県 人員 24名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0	・会員補助 @ 4,000 X 20名 = ・登録家族補助 @ 3,000 X 4名 =	[279] (92) 80 12
② 楽天イーグルス応援バスツアー(日帰り) 時期 8月の土曜日又は日曜日 場所 宮城県 人員 24名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0	・会員補助 @ 4,000 X 20名 = ・登録家族補助 @ 3,000 X 4名 =	(92) 80 12
③ みみや満腹美味しい旅(日帰り) 時期 3月の日曜日 場所 宮城県 人員 24名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0	・会員補助 @ 4,000 X 20名 = ・登録家族補助 @ 3,000 X 4名 =	(92) 80 12
④ ツアーに係る旅費		・旅費交通費 @ 2,600 X 1日 =	(3) 3 ・全日当@2,600(県外)
<b>(3) 催物事業</b>	[0]		
① 石巻でいちご狩り 時期 6月の日曜日 場所 石巻市内 人員 220名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0	・会員及び登録家族補助 @ 250 X 220名 =	[471] (55) 55
② ワインと秋の味覚を楽しむ会 時期 11月の平日 場所 石巻市内 人員 120名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0	・会員補助 @ 3,500 X 115名 = ・登録家族補助 @ 2,500 X 5名 =	(416) 403 13
<b>(4) 割引事業</b>	[1,865]		
割引指定店及び施設利用・購入補助(チケット制) ① ぐるめチケット 時期 5月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 300名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 X 300名 =	(150) 150

事業内容	収入	支出	備考
② 石巻でだけのご祭り 時期 5月 場所 石巻市内 人員 80名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 80名 =	(40) 40
③ プルンベリー祭り 時期 7月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 300 × 100名 =	(30) 30
④ 宅飲みオススメセット 時期 7月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 1,100 × 100名 =	(110) 110
⑤ うなぎで夏バテ解消 時期 7月～8月 場所 石巻市内 人員 200名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 200名 =	(100) 100
⑥ 仙台の杜水族館 時期 9月 場所 仙台市内 人員 150名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 150名 =	(75) 75
⑦ のどかな山で栗拾い 時期 9月 場所 遠田郡涌谷町内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 300 × 100名 =	(30) 30
⑧ スイーツチケット 時期 9月・3月 場所 石巻市内 人員 300名 対象 会員 広報 会報	0	@ 200 × 300名 × 2回 =	(120) 120
⑨ 甘くて美味しい梨祭り 時期 9月 場所 宮城郡利府町内 人員 80名 対象 会員 広報 会報	0	@ 300 × 80名 =	(24) 24

事業内容	収入	支出	備考
⑩ 活ホカテの絆旋 時期 11月の日曜日 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 1,000 × 100名 =	(100) 100
⑪ 東松島で大根狩り 時期 11月の日曜日 場所 東松島市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 300 × 100名 =	(30) 30
⑫ リラックスチケット 時期 1月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 200名 対象 会員 広報 会報	0	@ 300 × 200名 =	(60) 60
⑬ トマト収穫体験とランチ&お土産付 時期 1月 場所 大崎市内 人員 50名 対象 会員 広報 会報	0	@ 700 × 50名 =	(35) 35
⑭ 峠の湯でのんびり 時期 3月 場所 石巻市内 人員 50名 対象 会員 広報 会報	0	@ 700 × 50名 =	(35) 35
⑮ コンサートチケット等あっせん レジャー施設利用補助	・会員負担金 @ 6,000 × 240名 = (1,440) 1,440	・コンサートチケット購入代 @ 6,700 × 240名 = (1,608) 1,608 ・利用補助金 ディズニーマーケット @ 1,000 × 200名 = 200 映画館 @ 300 × 1,100名 = 330	(530) 200 330
⑯ 指定保養施設宿泊補助	0	・宿泊助成 @ 1,000 × 10名 =	(10) 10
⑰ スキーリゾート前売券あっせん	・会員負担金 @ 2,500 × 50枚 = 125 ・一般負担金 @ 3,000 × 100枚 = 300	・スキーリゾート前売券購入代 @ 3,000 × 150枚 =	(450) 450

事業内容	収	入	支	出	備考
⑮ 推奨旅行あっせん	0		・センター推奨旅行助成 会員 @ 2,000 × 20名 = 家族 @ 1,000 × 10名 =	(50) 40 10	
⑳ 宿泊施設あっせん	0		・宿泊施設旅行助成 会員 @ 1,000 × 70名 = 家族 @ 1,000 × 10名 =	(80) 70 10	
(5)通信運搬費	[0]		・通信運搬費	[200] 200	
5 財産形成に係る事業	0			0	
(1)豊かな生活を送るための事業の普及 財産形成に係る普及促進を実施する。	0		・普及促進に係る事業	(0) 0	・報紙での普及促進及び資料配付
①財産形成のための普及活動の実施 時期 2月 人員 会員事業所の全会員 対象 会員 会報 広報 会報、通知	0			110	
6 その他の事業	[0]		・郵便振替手数料	[44] (44)	
(1)事業参加費等の振込手数料	[0]		・ラジオ石巻放送料 1ヶ月 @ 5,500 × 12ヶ月 =	[66] (66)	
(2)その他の経費	[0]				